

見積条件

1 目的

提出された見積書は、土木工事標準積算基準書による直接工事費の参考とします。

2 見積内容

建設資材廃棄物の再資源化に係る施設の受入費

(1) 見積対象となる建設資材廃棄物は、次のとおりとする。

ア アスファルト・コンクリート塊（建設リサイクル法による特定建設資材）

イ 無筋コンクリート塊（建設リサイクル法による特定建設資材）

ウ 鉄筋コンクリート塊（建設リサイクル法による特定建設資材）

エ 建設発生木材（中間処理：建設リサイクル法による特定建設資材）

オ 伐木・伐根材（中間処理）【焼却は見積対象外とする】

(2) がれき類（As 塊，Co 塊）の受入費は，1t 当たり単価とする。

木材（建築解体材，伐採木）の受入費は，1m³ 当たり単価とする。

（木材の受入費の 1m³ 当たり単価とは，1 空 m³ 当たりの単価をいう。）

（ダンプトラック 1 台当たり等，他の単位への修正はしない）

(3) 受入費はダンプトラック 10t 車で搬入する場合の単価とする。

(4) ダンプトラック 2t，4t の受入単価が 10t の受入単価と異なる場合は，その他の受入費に記載する。

(5) 通常の入入可能時間を記載する。（夜間の入入が可能であれば，入入時間欄と入入費欄の（ ）内に夜間入入可能時間と夜間の入入金額を記載する。

(6) 入入費は，産業廃棄物処理に係る税相当額を上乗せした金額とする。

(7) 入入費は，消費税及び地方消費税抜きとする。

(8) その他の入入費として必要な内容があれば，種別と入入費を記入する。

ただし，単位（t，m³）は項目毎に統一する。

（記入例 鉄筋コンクリート二次製品：○円/t，根株：○円/m³ など）

(9) 施設が複数ある場合は，施設毎に見積書を作成する。

3 添付資料

(1) 位置図（1/50,000 程度）

(2) 産業廃棄物処分業許可証の写し

※産業廃棄物処分業許可証に施設の所在地が記載されていない場合は「産業廃棄物処理施設設置許可証」，「産業廃棄物処理施設検査済証」等で所在地・許可区分・処理能力等が分かるもの

4 必要部数

1 部

5 その他

(1) 見積提出の有無に係わらず，許可施設であれば建設廃棄物の受入は可能です。

(2) 受入中止（一部の廃棄物のみの場合も含む）や，許可内容・受入費の変更等がある場合には，変更となる書類を速やかに提出してください。随時受けし，翌月以降の参考とします。

(3) 上記の条件により難しい場合は，見積等により積算します。

(4) 見積いただいた受入費については，県積算の透明性を確保する観点から，広島県の調達情報により公表しています。

また，提出された見積書が広島県情報公開条例に基づき外部から開示請求された場合は，見積書を提出した業者名も含め，開示の対象とします。

(参 考)

1 中間処理施設の受入費の考え方

$$A=B+C$$

A：受入費（円/t）

B：中間処理手数料（円/t）

C：産廃税上乗せ額（円/t）

2 重量換算係数

- (1) がれき類の受入費は 1t 当りの単価とし、各重量換算係数の標準は次のとおりです。
各施設で別途定めた数値がある場合には、その数値を用いても構いません。

・実体積による換算値（t/m³）

アスファルト・コンクリート塊

2.35（車道：密粒，粗粒）

2.30（車道：細粒）

2.20（歩道：密粒，粗粒）

2.15（歩道：細粒）

コンクリート塊（無筋）

2.35

コンクリート塊（有筋）

2.50

- (2) 木材の受入費は 1m³ 当りの単価とし、重量換算係数の標準は次のとおりです。
各施設で別途定めた数値がある場合には、その数値を用いても構いません。

・荷積み状態での換算値（t/m³）

建設発生木材 0.50（木材の体積の 1m³ とは、1 空 m³ をいう。）